

独立行政法人国立病院機構浜田医療センター奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程（以下「貸与規程」という。）第1条に基づき、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター（以下「浜田医療センター」という。）に必要な看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を確保するため、看護学校又は助産師学専科（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め必要な看護師等を確保することを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、浜田医療センターに常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第3条 看護学校等を受験しようとする者であって奨学金の貸与を受けることを希望する者は、受験する看護学校等の入学願書の写し、履歴書、在籍する高等学校長が作成する調査書を、看護学校等に在籍中の学生にあつて奨学金の貸与を受けることを希望する学生は、在籍する看護学校等の成績証明書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、面接試験に先立ち浜田医療センター院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。
2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、卒業後、浜田医療センターにおいて看護師等として勤務するものとする。
2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。
一 休学、復学又は退学したとき。
二 停学その他の処分を受けたとき。
三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、院長が定める。
2 奨学金の額は、年額60万円とする。
3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度（最長4年間）までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度の4月に奨学金の年額を貸与する。
ただし、年度途中で奨学生に決定した者については、奨学生決定後速やかに奨学金の年額を貸与する。
2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(連帯保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を連帯保証人として立てなければならない。
2 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。
ただし、院長が特に認める場合はこの限りでない。
一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。
二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき

三 看護学生にあつては新たな学年に進級できないとき、助産学生にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受検資格が取得できないとき。

四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 災害を被る等やむを得ない事情により前項第3号の要件に該当すると認められるときは、院長は、当該学生について前項の規定を適用しないことができる。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校等を卒業後、浜田医療センターにおいて、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

二 前号に規定する返還免除期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に継続することができないと認められるとき。

2 前項第1号に規定する返還免除期間中に、次の各号に掲げる休業等により1か月以上継続して業務に従事できないときは、院長は、当該期間について返還免除期間の一時中断を認めることができる。なお、一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とする。

一 独立行政法人国立病院機構職員就業規則(平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。)第55条に規定する特別休暇

二 就業規則第56条に規定する病気休暇

三 就業規則第66条に規定する育児休業

四 就業規則第68条に規定する介護休業

五 就業規則第68条の2の2に規定する自己啓発等休業

六 就業規則第68条の3に規定する配偶者同行休業

七 その他奨学生の都合等により業務に従事できない場合であつて院長が返還免除期間に含めないことが適当と判断した期間

3 第1項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還免除期間の通算)

第11条の2 奨学生が人事異動により国立病院機構の他の病院において業務に従事する場合、奨学金の貸与を受けた病院及び異動先の病院の双方が合意した場合に限り、第2条及び第11条第1項の規定にかかわらず、それらの病院における返還免除期間を通算するものとする。なお、通算に関し必要な事項は、別に定める。

(返還の猶予)

第12条 院長は奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還義務を次に掲げる期間猶予することができる。

一 奨学金の貸与を受けた奨学生が、看護学校等を卒業後、引き続き助産師学校に進学した場合助産師学校在学中の1年間

二 奨学金の貸与を受けた奨学生が、看護学校等を卒業後、引き続き看護系大学に編入学した場合看護系大学在学中の2年間

2 奨学生は、前項の規定に基づき奨学金返還義務の猶予を受けようとする場合は、奨学金返還義務猶予申請書(様式第7号)を院長に提出しなければならない。

3 第1項の規程に基づき返還を猶予した場合、院長は本人及び保証人に対し奨学金返還猶予決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(返還)

第13条 奨学生は、前3条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。

二 職員採用試験に不合格になったとき、または浜田医療センターに採用されなかったとき。

三 卒業当年に看護師等の免許を取得できないとき。

(延滞金)

第14条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年3%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

(紛争対応)

第15条 本要領第11条第1項第1号に規定する勤務の誓約を果たさず、かつ第13条に規定する奨学金の返還の義務が履行されない場合、院長は、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることができるものとする。

(奨学金台帳の作成)

第16条 院長は、奨学生ごとに奨学金台帳(様式第6号)を備えなければならない。

2 院長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、速やかに、奨学金台帳にその内容を記載し、又は記録しなければならない。

一 奨学金を貸与したとき。

二 奨学金の返還の債務を免除したとき。

三 返還免除期間を一時中断したとき。

四 奨学金の返還を受けたとき。

3 院長は、奨学金台帳を、債権が消滅した日から5年間保存しなければならない。

(疑義の調整)

第17条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和6年1月1日一部改正

令和7年12月1日一部改正

様式第 1 号

奨学生申請書

年 月 日

国立病院機構浜田医療センター院長 様

このたび、 年度国立病院機構浜田医療センターの奨学生と
なりたく申請いたします。

現住所

ふりがな

本人氏名(自署)

年 月 日生

様式第2号

年 月 日

_____様

奨学金貸与決定通知書

あなたは、国立病院機構浜田医療センターの奨学金を貸与する学生であることを認め、 円を奨学金として貸与いたします。

については、〇〇〇学校の学生としての在学期間中、この奨学金制度を有効に利用し、修学に励んでください。

独立行政法人国立病院機構

浜田医療センター 院長

奨学生誓約書

年 月 日

国立病院機構浜田医療センター院長 様

このたび、 度 国立病院機構浜田医療センター（以下「浜田医療センター」という。）の奨学生として決定されましたので、卒業後直ちに看護師または助産師として浜田医療センターに貸与期間勤務することを連帯保証人連署・捺印をもって誓約いたします。

なお、貸与を受ける年額600,000円については、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター貸与要領（以下「貸与要領」という。）第11条により返還の債務が免除される場合を除き、貸与要領第13条に基づき返還いたします。

（本人）

現住所

氏 名（自署）

年 月 日生

上記奨学生にかかる返還債務については、以下の極度額の範囲で本人と連帯して責任を負い、貸与要領第 条により返還の債務が免除される場合を除き、本人が返還しない場合は連帯保証人が貴院に返還いたします。

（連帯保証人）

現住所

氏 名（自署）

印

年 月 日生

本人との関係

極 度 額 円

注意）連帯保証人は登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第4号

奨学生辞退願

年 月 日

国立病院機構浜田医療センター院長 様

このたび、の事由により奨学生
を辞退したいので、ご承認下さるようお願いいたします。

なお、すでに貸与を受けていた奨学金（円）は、指
定された期限までに返還いたします。

記

（本人）

現住所

氏 名（自署）

年 月 日生

上記奨学生辞退にかかる返還債務については、以下の極度額の
範囲で本人と連帯して責任を負い、本人が返還しない場合は連帯
保証人が貴院に返還いたします。

（連帯保証人）

現住所

氏 名（自署）

年 月 日生

本人との関係

極 度 額 円

注意）連帯保証人は登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付し
てください。

様式第5号

年 月 日

様

奨学金返還免除決定通知書

年度において貸与した奨学金 円については、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター奨学金貸与要領第11条第1項第一号の規定により返還を免除することとしたので通知します。

記

1. 貸与年月日 年 月 日

2. 免除額 円

国立病院機構浜田医療センター院長

様式第7号

奨学金返還義務猶予申請書

年 月 日

国立病院機構浜田医療センター院長 様

このたび、
ら貸与を受けている奨学金（
年間猶予くださるよう申請いたします。

に進学したため、貴院か
円）の返還については

現住所

本人氏名(自署)

年 月 日生

様式第8号

年 月 日

_____様

奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日付返還義務猶予申請に基づき、あなたに貸与している奨学金（ 円）の返還を 年間猶予します。ついては、引き続き修学に励んでください。

国立病院機構浜田医療センター院長